

湯島サーキュラーアイランドプロジェクト業務委託仕様書

1 委託業務名

湯島サーキュラーアイランドプロジェクト業務

2 業務の目的

本市は、令和4年5月に国からSDGs未来都市に選定され、これを機会として、上天草市SDGs未来都市計画（以下「SDGs計画」という。）を策定（令和4年7月）し、持続可能なまちの実現に向けて取り組んでいるところである。

SDGs計画においては、市民や企業等にSDGsへの興味・理解・関心を深めてもらうために、まずは、小さなエリア（島）から普及を図っていき、徐々に範囲を広げ、市内全体に普及させることとしている。

この普及させるプロジェクトとして、令和5年度からサーキュラーアイランドプロジェクトを実施しているところであり、当該年度は、SDGs計画にSDGsの推進地域として掲げ、2人の地域おこし協力隊が活動している大矢野町維和島で実施したところである。本年度においては、維和島同様に、SDGs計画にSDGsの推進地域として掲げ、再生可能エネルギー活用モデル地区として御協力いただいた湯島において実施することとしている。

本プロジェクトは、小さな循環型エリア（※）の構築を基軸にブルーカーボンにも取り組み海の大切さの気づきを与え、SDGs推進の担い手を確保するとともに、経済、環境及び社会の豊かさを実現させ、Well-beingを高めることによる定住を促進させる取組である。

このような地方創生の進化を遂げる取組を市全域に波及させ、持続可能なまちを実現する仕組みを構築することを目的に本プロジェクトを実施するものであり、その業務を委託するものである。

※ 小さな循環型エリア：食品残渣の有効活用によるゴミの減量化からのCO₂の排出抑制（環境）、余剰及び規格外作物の加工品としての開発並びにEコマースを活用した販売拡大による一次産業の活性化（経済）、子ども達の地域の再発見から郷土愛の醸成及び地域一体となった取組によるコミュニティの醸成（社会）に取り組むことを想定。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年2月28日（金）まで

4 委託業務の内容

本プロジェクトの受託事業者（以下「受託者」という。）は、記「4（1）から（5）」の実施において、適宜、上天草市企画政策部企画政策課（以下「主

管課」という。)の確認を得て実施することとする。

(1) サーキュラーアイランドプロジェクト

ア 現状調査 (次期実施内容を含む)

本プロジェクトが島内に最大の波及効果をもたらすように、湯島在住の地域おこし協力隊並びに地域おこし協力隊のOB及びOGと連携して、島内の利害関係者 (以下「利害関係者」という。)を整理すること。

イ ワークショップ・イベントによるSDGs啓発

湯島島民 (以下「島民」という。)のSDGsに関する理解が深まるようなイベントを2回以上、20人/回程度を参集させ開催すること。また、このイベントの参加者の感想を参加者同士で共有するワークショップも合わせて開催すること。

ウ 廃材や端材等を使った取組

コンポスター等の活用を通じて、余剰作物、食品残渣及び家庭からの生ゴミ等から肥料になる循環の仕組みを島民に体験させる機会を作ること。また、この体験の参加者が感じたことを共有するワークショップも合わせて開催すること。

エ 湯島と農水産品のブランディング・PRの実施

利害関係者に対するブランディング研修を実施するとともに、島内でワークショップを開催するなどして、SDGsに資する新たな取組や商品開発につながるように、利害関係者への落とし込み・磨き上げを行うこと。

オ 取組状況の情報発信

島民が行っている情報発信の媒体 (島内の地域おこし協力隊の情報発信ツール (ホームページ、SNS等)) や新たな情報発信媒体を構築するなどして、本プロジェクトの取組状況を情報発信すること。また、継続的に島民が情報発信できるように整えること。

カ ブルーカーボン体験機会の創出

株式会社ニチレイフレッシュ、株式会社福岡魚市場及び天草漁業協同組合の3者が本市海域で実施するアマモ場再生活動「生命 (いのち) の海プロジェクト」に市民等が体験する機会を創出すること (2回以上。各回20人程度。)。実施に当たっては、各社担当者及び主管課とも密に協議を行うこと。

(2) 令和7年度における事業内容の提案等

令和5年度及び令和6年度の実施した事業内容を検証し、これまでの取組を市全域に波及させ、持続可能なまちを実現する仕組みを構築するための、令和7年度における具体的な事業内容を令和6年10月25日 (金) までに市へ提案すること。

5 納入成果物

(1) 納入成果物

記「4」に掲げる全ての業務の実績報告書

(2) 提出期限

令和7年2月28日（金）

(3) 提出方法

紙媒体1部、電子データ一式

(4) 納入先

主管課

6 検査

完了検査は、記「5（1）」の納入成果物により実施する。

7 特記事項

- (1) 本業務履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権は本市に帰属し、本市が独占的に使用するものとする。
- (2) 受託者は、本契約に関して本市が開示した情報等及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- (3) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、主管課が特に指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続を行うこと。
- (4) 受託者は、本業務の履行に当たり、本業務の全部を一括して第三者に委ねる（以下「再委託する」という。）ことはできないものとする。ただし、本業務の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本業務の一部を再委託する場合は、受託者はあらかじめ当該第三者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を主管課に提出し、承認を受けなければならないこととする。
- (5) 本契約に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の要因が専ら本市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本市に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟

上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

- (6) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は受託者が負担する。

8 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項で、業務の目的を達成するために必要な取組については、主管課及び受託者が協議し実施すること。
- (2) 業務を適正かつ円滑に実施するため、主管課と受託者は常に密接な連絡を取り、疑義が生じた場合は、主管課及び受託者が協議し解決する。
- (3) 記「4」を勘案した業務スケジュール（工程表）は、契約を締結した日の翌日から起算して、14日以内に作成し提出することとし、併せて、事業概要（事業内容及び担当者等がわかるもの。）、実施体制台帳（関係団体の役割及び連絡体制がわかるもの。）及びその他業務に関して必要と認める書類を提出すること。